

(別紙)

(金沢市) 国庫補助を活用した施設整備方針及び留意事項について

令和5年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金説明会資料も併せてご確認ください。

1 既存建物の改修

危険区域(洪水浸水想定区域等)に所在する建物や、耐用年数を超える老朽化建物の建て替えなど、利用者の安全確保に関する事項を重要視しています。耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となった建物についても、本制度の活用をご検討ください。

2 新たな整備

令和3年度以降の新たな整備については、第6期金沢市障害福祉計画及び第2期金沢市障害児福祉計画において優先順位を定めています。

詳細は、「第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢市障害児福祉計画」をご覧ください。

金沢市ホームページ「いいね金沢」

第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢市障害児福祉計画

第3章 重点施策 6 障害福祉施設整備方針の策定 48～54ページ

[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/52/syougai\\_fukushikeikaku.pdf](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/52/syougai_fukushikeikaku.pdf)

第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢市障害児福祉計画における優先順位は、以下のとおり。

(第6期金沢市障害福祉計画・第2期金沢市障害児福祉計画より一部抜粋)

優先 順位	地区		駅西	元町	泉野	補 足 事 項
	施設種別					
1	短期入所		全 域			・ 地域生活支援拠点の緊急時の受入れ・対応機能の整備の促進 ・ 重度の障害のある人や障害のある児童を対象とする等、受入れ態勢の充実が必要
2	グループホーム	身体 精神	①	②	③	・ 空床型短期入所の整備の促進 ・ 障害者支援施設や精神科病院からの移行促進 ・ 身体に障害のある人が対象の施設が不足 ・ 泉野地区に偏在傾向あり
		知的	④	⑤	⑥	
3	障害児通所支援		全 域			・ 医療的ケアを要する障害のある児童等を受入れる施設整備の促進 ・ 利用日数の拡大に向けた環境整備が必要
4	自立訓練(生活訓練)		全 域			・ 障害者支援施設等からの地域移行の促進
5	相談支援					・ 利用者の増加に向けた体制整備の促進

(注) 生活介護および就労系サービスについては、一定程度満たされていることから、当面の間、新設の施設整備の支援は行わないこととします。ただし、重症心身障害のある児童などを対象とした事業との多機能型施設を除きます。

3 要件 ※以下の3(1)～(3)の全てを満たしていることが要件となります。

(1) 工事期間

- ・ 工事は、原則として当該年度中に竣工することになります。  
(荒天や地中障害物による工事の中断など、やむを得ない場合を除く。)

(2) 対象事業者

- ・ 法人の経営基盤が安定しており、法人負担分の捻出が十分可能であり、かつ、市税を完納していること。
- ・ 市の整備方針に合致し、市の了解を得ていること。
- ・ 次の事業の経営実績を5年以上有する事業者であること。
  - ア 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
  - イ 児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所含む。）
  - ウ 介護保険法に基づく介護サービス事業
- ・ 協議年度の前年度決算が赤字でないこと。

(3) 土地（敷地）

- ・ 原則、自己所有地（法人所有等）であること。
- ・ 市街化区域内に位置していること。

4 その他留意事項

- (1) 入札における手続き等につきましては、国からの通知及び金沢市において定めている各種規則に基づいて行っていただくこととなります。

※厚生労働省発社援0606第1号令和4年6月6日「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」より

(交付の条件)

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(5) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 財産処分について（説明会資料参照）

補助金を活用して整備した建物等について、やむを得ず財産処分しなければならない事案が発生した場合は、速やかに金沢市あて連絡願います。必ず、財産処分を行う前にご連絡ください。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）第22条）

「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」

承認を受けずに財産処分を行った場合は、交付決定の取り消し、補助金等の返還がありえます（適化法第17条）。決して、承認を得ていない財産処分は行わないでください。